

2019 年度 就学支援金申請と個人番号（マイナンバー）の提出について

平素は本校の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2019 年度からの国の就学支援金の受給に関する手続きが変わることに伴い、新 1 年生は例年 4 月、2・3 年生は 6 月に行う国の就学支援金関連の手続きを、2019 年度については前倒しによりこの時期に行うことになり、さらに個人番号（マイナンバー）の提出が必要となりました。

下記の注意事項および別紙記入例を参考に、学年ごとに指定された日時にご提出下さい（郵送等不可）。

◆ 提出物と記入上の注意

ア：「高等学校就学支援金」という表題がついた受給資格認定申請書兼収入状況届出書

- 就学支援金の受給を希望しない人も含めて全員提出
- 新 1 年生で受給を希望しない人、新 2・3 年生で現在受給しておらず今後も受給を希望しない人は「申請しない」に☑し、「イ」の書類の提出を省略することが可能ですが、所得めやすが 910 万円を超えている方も受給できる場合がありますので、念のため申請していただき、「イ」についてもご提出いただくことをお勧めします。

イ：個人番号カード（写）等貼付台紙

- 下記 ABCD のいずれかを添付して原則全員提出

A：通知カード（オモテ面）のコピーを台紙に全面のり付け

B：個人番号カード（ウラ面）のコピーを台紙に全面のり付け

C：個人番号が記載された住民票の写し（コピー不可）を台紙にホッチキス留め

D：個人番号が記載された住民票記載事項証明書（コピー不可）を台紙にホッチキス留め

※ 下記①②③のいずれかが異なる方は C か D の提出が必要（A、B は不可）

- 現住所（住民票の住所）
- 通知カード（または個人番号カード）の住所
- 新 1 年生は平成 30 年 1 月 1 日、新 2・3 年生は平成 31 年 1 月 1 日現在の住所

※ 親権者に収入があってもなくても親権者全員分（父母等ふたり親の場合 2 名分）が必要です

※ 生活保護受給者の場合、税の申告状況により後日追加書類を求められる場合があります。

ウラ面につづく

◆ 提出日と提出方法

■ 新1年生

- 4/4（木）～4/5（金） 09:45～16:30
- 送られてきた封筒に入れて事務室に直接持参にて提出。できる限り生徒だけでなく保護者の方も事務室にお越しください。
- 提出物の内容をその場で確認の上、不備がない場合に限り受理。 不備がある場合はすべての書類を持ち帰り、不備を修正して4/10（水）までに再提出（再提出については生徒のみによる事務室持参提出可）。

■ 新2・3年生

- 4/8（月）始業式にクラスごとの提出日時と場所を指定予定（4/8当日は提出を受け付けませんので持参しないで下さい）
- 送られてきた封筒に入れて生徒本人が提出。
- 提出物の内容をその場で確認の上、不備がない場合に限り受理。 不備がある場合はすべての書類を持ち帰り、不備を修正して指示された日までに再提出。 再提出は提出日の1～2日後になる見込みで、市役所等で住民票を取得するなどの必要がある不備の場合は、仕事の調整など工夫をしていただく必要があります。

※ 全学年とも、再提出の際は担当職員が不在で改めて出直していただく必要がある場合があります。また、担当職員の人数が限られるため、書類チェックの待ち時間が長くなる可能性があります。ご注意ください。

◆ その他

- ※ 上記期日までに提出できない場合、国の就学支援金を受給できず、授業料等について全額自己負担となる恐れがあります。ご注意ください。
- ※ 親権者の個人番号（マイナンバー）を提出できない事情がある人は本校会計課（0721-53-5281）までご連絡下さい。
- ※ 通知カード、あるいは個人番号カードを含む、マイナンバーに関するお問い合わせは「マイナンバー総合フリーダイヤル」（0120-95-0178）へご相談下さい。